

情報機器との付き合い方 ～お休みに向けて～

発行：柏市教育委員会 生涯学習課



きつねママ

小学5年生の息子がいるママ。息子のゲーム時間にお悩み中。



せんせい

元小学校の先生。いまはお悩み相談を通じて家庭教育を支援している。

せんせいが開いている子育て相談室に、お悩みのきつねママが来たようです

せんせい、ちょっと相談したいんです。息子がゲームに夢中で、夜までずっとやって、声をかけても止めないんです。朝もなかなか起きなくて、この冬休みで生活リズムが崩れてしまわないか心配で。



小学5年生でも、一度の声かけだけで止めるのは難しいですよ。5分くらい様子を見て、もう一度声をかけてみてください。



一度で止まらなくても、しょうがないんですね！



何度も声かけをする中で、少しずつ話を聞く姿勢になるので、小さな変化を親御さんが認めてください。自分で自制心を育てられるようになりますよ。出来ないことばかり指摘し続けていると、言う方も聞く方もいやになりますよね。



そうですね、前向きな声かけを続けてみます。あと、ゲームに課金をしているようなんです。今はお小遣いの範囲なのですが、これからお年玉を使って、課金額がどんどん増えたらと思うと不安です。



まずは親御さんとお子さんで家庭のルールをしっかりと決めることが重要です。親御さんが一方的に決めるのではなく、なぜそのルールが必要なのかお子さんが考えられるよう、時間の使い方や、お金の大切さなどを親子で話してくださいね。ルールは時々見直していくことも大事ですよ。



なるほど～、一方の話だけでなく、親子で決めることが大事なんですね。先生、アドバイスをありがとうございました！



わかった！



1. 一度の声かけで親の話を見聞かなくてもしょうがない！根気強く呼びかけて
2. 家庭のルール作りは大切。親子で話して決めてみて年齢や環境に応じて、ルールの見直しも必要

もっと教えて！



冬休み中の情報機器の関わり方をきっかけに、  
安全で上手な付き合い方を、親子で一緒に考えてみましょう！

まずは、使い始めが大切です！ ご家庭に合った付き合い方を考えてみてください。

ゲームソフトやアプリの「対象年齢」や  
「利用推奨年齢」などをチェック！

ゲームソフトやスマホアプリには対象年齢が設  
定されていること、皆さんご存知でしたか？

購入前に表示をチェックして、お子さんの年齢  
に適したものが判断してくださいね。

「年齢制限」は、危険なことに対して設置され  
ているものです。ゲームを初めてプレイする時  
に確認してください。

便利なLINEなどの「利用推奨年齢」は  
**12～13歳**に設定されています。利用の際は推  
奨年齢を確認してみてくださいね。

親御さんの情報機器の付き合い方をチェック！

お子さんにとって、情報機器は大人の道具。  
その付き合い方は、一番身近な大人である  
親御さんの姿から学んでいます。  
お子さんにはこんなふうに使って欲しくない…  
と思う付き合い方を、周りの大人がしていない  
か確認してみてくださいね。

例えば…

- ・お子さんと話をする時間より、スマホなど  
を見る時間が長くなってませんか？
- ・歩きスマホ・ながらスマホをしませんか？
- ・ご自身の個人情報や、お子さんの写真などを  
ブログやSNSなどに載せていませんか？

子育て通信の過去号でも、スマホとの付き合い方を紹介しています！  
ご家庭のルール作りの参考にご覧ください。

- ・ 子育て通信vol.1 ～スマホ・携帯とかしこく付き合おう！～
- ・ 子育て通信vol.2 ～スマホペアレンタルコントロール実践編！～



↑子育て通信過去号は  
こちらから

子どもを守るのは フィルタリングよりも 親御さんの目と心です

参 考：「スマホ時代の子育て～悩める保護者のためのQ&A～（幼児・児童編）」  
内閣府・内閣官房・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省  
[https://www8.cao.go.jp/youth/kankyoku/internet\\_use/leaflet.html](https://www8.cao.go.jp/youth/kankyoku/internet_use/leaflet.html)

参 考：「考えよう！子育てと子供の成長とデジタル機器」  
安心ネットづくり促進協議会  
[https://www.good-net.jp/sp/2017\\_059-1000\\_995](https://www.good-net.jp/sp/2017_059-1000_995)



- いまさら聞けない、ちょっとした質問…
- 相談とまではいかないけど、今の気持ちを誰かに聞いてもらいたい…

← ぜひ、こちらにメールをお寄せください！

[mail:ll-learning@city.kashiwa.chiba.jp](mailto:ll-learning@city.kashiwa.chiba.jp)

お悩み相談窓口